

議案第124号

芽室町手数料徴収条例中一部改正の件

芽室町手数料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年3月2日提出

芽室町長 手島 旭

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町手数料徴収条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項を次のように改める。

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<ol style="list-style-type: none">1 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額<ol style="list-style-type: none">(1) 住宅の戸数が1戸のもの 44,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、9,100円）(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 85,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 118,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円）2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額<ol style="list-style-type: none">(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「基準省令」という。）第5条第3項第1号に掲げる住宅1(2)から(3)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ1(2)から(3)までに定める金額に、129,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）を加えた金額(2) 基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅 1（(1)を除く。）の規定の例により算定した金額3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定
--------------------	--

を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
288,000円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下この項及び次項において「判定機関審査」という。）を受けた場合にあつては、14,700円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
357,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）

(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項の4(2)において同じ。）で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
118,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
147,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）

(摘要)

- ア 同一の建築物に係るこの項の1及び2の認定を同時に申請する場合は、当該1の申請に係る手数料は、徴収しない。
- イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。
- ウ 共同住宅の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。
- エ 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の1の認定を同時に申請する場合は、当該1の申請に係る手数料は、徴収しない。
- オ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

別表低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項を次のように改め、2項を加える。

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<ol style="list-style-type: none">1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円2 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額<ol style="list-style-type: none">(1) 住宅の戸数が1戸のもの 26,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、9,100円）(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,900円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 70,500円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,600円）3 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
----------------------	---

(1) 基準省令第5条第3項第1号に掲げる住宅2(2)から(3)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ2(2)から(3)までに定める金額に、70,500円(評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)を加えた金額

(2) 基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅 2((1)を除く。)の規定の例により算定した金額

4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
152,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
190,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)

(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
66,900円(判定機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
85,600円(判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)

(摘要)

- ア 同一の建築物に係るこの項の2及び3の変更認定を同時に申請する場合は、当該2の申請に係る手数料は、徴収しない。
- イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の2及び4に規定する金額を合計した金額とする。
- ウ 共同住宅の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の3及び4に規定する金額を合計した金額とする。
- エ 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の2の変更認定を同時に申請する場合は、当該2の申請に係る手数料は、徴収しない。
- オ 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

- 1 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (1) 当該計画に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項及び次項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。（2）並びに2（1）及び（2）において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
257,000円
 - イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
322,000円

(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
98,800円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
125,000円

(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
11,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
18,900円

2 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
134,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
170,000円

(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟

	<p>の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 54,900円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 72,200円</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 18,900円</p>
<p>建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更該当証明書 交付手数料</p>	<p>軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。イにおいて同じ。）の床面積の合計について、前項の2(1)アからイまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>2 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項の2(2)アからイまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p>

	<p>3 1及び2に掲げる場合以外の場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項の2(3)アからイまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p>
--	--

別表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項を次のように改める。

<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円(評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 44,900円(評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 131,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)</p> <p>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 基準省令第12条第2項第1号に掲げる住宅1(2)から(3)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ1(2)から(3)までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>
--------------------------------	--

79,700円（評価機関審査を受けた場合にあっては、
12,200円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
131,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、
24,200円）

（2） 基準省令第12条第2項第2号に掲げる住宅
（（1）を除く。）の規定の例により算定した金額

3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定
を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

（1） 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建
築物エネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ
（1）及びロ（1）に適合している旨の認定を申請する場
合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積
の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
259,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、
12,200円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
324,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、
20,100円）

（2） 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基
準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に適合している
旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る
1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
100,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、
12,200円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
126,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、

20,100円)

(摘要)

- ア 同一の建築物に係るこの項の1及び2の認定を同時に申請する場合は、当該1の申請に係る手数料は、徴収しない。
- イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。
- ウ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。
- エ 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の1の認定を同時に申請するときは、当該1の申請に係る手数料は、徴収しない。
- オ 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについてこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。
- カ 法第35条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

別表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<ol style="list-style-type: none">1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円2 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額<ol style="list-style-type: none">(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額<ol style="list-style-type: none">ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの
---------------------------	--

	<p>23,800円（評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円）</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 46,000円 （評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）</p> <p>(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 78,100円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円）</p> <p>3 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 基準省令第12条第2項第1号に掲げる住宅2(2)から(3)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ2(2)から(3)までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 46,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 78,100円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円）</p> <p>(2) 基準省令第12条第2項第2号に掲げる住宅 イ（ア）を除く。）の規定の例により算定した金額</p> <p>4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している</p>
--	--

旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
135,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、
12,200円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
172,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、
20,100円）

(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
56,200円（判定機関審査を受けた場合にあつては、
12,200円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
73,600円（判定機関審査を受けた場合にあつては、
20,100円）

5 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合前項（摘要欄オ及びカを除く。）の規定の例により算定した金額

(摘要)

ア 同一の建築物に係るこの項の2及び3の変更認定を同時に申請する場合は、当該2の申請に係る手数料は、徴収しない。

イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の2及び4に規定する金額を合計した金額とする。

ウ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の3及び4に規定する金額を合計した金額とする。

エ 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の2の変更認定を同時に申請するときは、当該2の申請に係る手数料は、徴収しない。

オ 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該計画の変更に係る建築物1棟ごとにこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。

カ 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

別表建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円）</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,600円（評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定め</p>
-------------------------	--

る金額

ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの
20,300円（評価機関審査を受けた場合にあっては、
5,600円）

イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
21,800円（評価機関審査を受けた場合にあっては、
5,600円）

(3) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの
20,100円（評価機関審査を受けた場合にあっては、
5,600円）

イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
21,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、
5,600円）

2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積（基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅にあっては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
78,300円（評価機関審査を受けた場合にあっては、
10,900円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

130,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,900円）

(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積（基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅にあっては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
37,800円（評価機関審査を受けた場合にあっては、10,900円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
65,200円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,900円）

(3) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
37,500円（評価機関審査を受けた場合にあっては、10,900円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
64,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,900円）

3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合

	<p>計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 257,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、 10,900円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 322,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、 18,700円）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 98,800円（判定機関審査を受けた場合にあっては、 10,900円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 125,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、 18,700円）</p>
--	--

(摘要)

- ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。
- イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、判定及び認定に係る手数料を徴収するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
—略—		—略—	
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>1 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの <u>44,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、9,100円）</u></p>	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>1 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの <u>43,700円（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項及び次項において「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する</u></p>

改正案		現 行	
	<p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの<u>85,200円</u> (評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>14,700円</u>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも <u>118,000円</u> (評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>22,600円</u>)</p> <p>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る建築物</p>		<p><u>法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項及び次項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあつては、9,000円</u>)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの<u>84,800円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>14,500円</u>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも <u>118,000円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>22,400円</u>)</p> <p>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 <u>1(1)</u> から(3)までに掲げる当該</p>

改正案		現 行	
	<p><u>の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(1) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「基準省令」という。）第5条第3項第1号に掲げる住宅1（2）から（3）までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ1（2）から（3）までに定める金額に、129,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）</u></p>		<p><u>申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ1（1）から（3）までに定める金額に、次に掲げる金額を加えた金額</u></p> <p>(1) <u>129,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円）</u></p>

改正案		現 行	
	<p>を加えた金額</p> <p>(2) <u>基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅1((1)を除く。)</u>の<u>規定の例により算定した金額</u></p> <p>3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) <u>(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 (建築物のエ</p>		<p>3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる<u>当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 <u>(調査機関審査を受けた場合)は、14,500円)</u></p>

改正案		現 行	
	<p><u>エネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下この項及び次項において「判定機関審査」という。）を受けた場合にあっては、14,700円）</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 357,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円）</u></p> <p><u>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定した</u></p>		<p><u>(2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 457,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、35,000円）</u></p>

改正案		現 行	
	<p><u>モデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項の4(2)において同じ。)で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> <u>118,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるも</u></p>		

改正案		現 行	
	<p>の 147,000円 (判定機 関審査を受けた場合に あつては、23,000円)</p>		
<p>(摘要)</p> <p><u>ア 同一の建築物に係るこの項の1及び2の認定を同時に申請する場合は、当該1の申請に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p><u>イ 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、この項の1及び3に規定する金額をそれぞれの部分につき合計した金額とする。</u></p> <p><u>ウ 共同住宅の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>エ 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の1の認定を同時に申請する場合は、当該1の申請に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p><u>オ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</u></p>		<p>(摘要)</p> <p><u>ア 住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、この項の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>イ 共同住宅の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、この項の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</u></p>	

改正案		現 行	
<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円</p> <p>2 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの <u>26,600円</u> (評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>9,100円</u>)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの <u>49,900円</u> (評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>14,700円</u>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円</p> <p>2 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの <u>26,300円</u> (調査機関審査又評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>9,000円</u>)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの <u>49,700円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>14,500円</u>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以</p>

改正案		現 行	
	<p>上のもの <u>70,500円</u> (評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>22,600円</u>)</p> <p>3 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 <u>次に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(1) <u>基準省令第5条第3項第1号に掲げる住宅2(2)から(3)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ2(2)から(3)までに定める金額に、70,500円(評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)を加えた金額</u></p> <p>(2) <u>基準省令第5条第3</u></p>		<p>上のもの <u>70,200円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>22,400円</u>)</p> <p>3 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 2(1)から(3)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ2(1)から(3)までに定める金額に、<u>次に定める金額を加えた金額</u></p> <p>(1) <u>70,400円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>14,500円</u>)</p>

改正案		現 行	
	<p><u>項第2号に掲げる住宅2（(1)を除く。）の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる<u>場合の区分</u>に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分</u>に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>152,000円</u>（<u>判定機関審査</u>を受けた場合にあつては、<u>14,700円</u>）</p>		<p>4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる<u>当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計</u>の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>151,000円</u>（<u>調査機関審査</u>を受けた場合にあつては、<u>14,500円</u>）</p>

改正案

現 行

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 190,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)

(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 66,900円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 85,600円 (判定機

(2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 245,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)

改正案		現行	
	<p><u>関審査を受けた場合にあっては、23,000円)</u></p>		
<p>(摘要)</p> <p><u>ア 同一の建築物に係るこの項の2及び3の変更認定を同時に申請する場合は、当該2の申請に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p><u>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の2及び4に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>ウ 共同住宅の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の3及び4に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>エ 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の2の変更認定を同時に申請する場合は、当該2の申請に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p><u>オ 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</u></p>		<p>(摘要)</p> <p>ア 住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、この項の2及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、この項の3及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
建築物エネルギー消費性能適合	1 建築物エネルギー消費性		

改正案		現 行	
<p>性判定手数料</p>	<p><u>能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(1) <u>当該計画に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項及び次項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。</u></p>		

改正案		現 行	
	<p><u>(2)並びに2(1)及び(2)において同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> <u>257,000円</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>322,000円</u></p> <p><u>(2) 当該計画に係る建築</u> <u>について基準省令第1条</u> <u>第1項第1号ロに適合し</u> <u>ている旨の判定を申請</u> <u>し、又は計画を通知する</u> <u>場合</u> 次に掲げる当該計 <u>画に係る1棟の建築物の</u> <u>非住宅部分の床面積の合</u> <u>計の区分に応じ、それぞ</u> <u>れ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300</u></p>		

改正案		現行	
	<p><u>平方メートル以内のもの</u> <u>の 98,800円</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>の 125,000円</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合</u> <u>次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> <u>11,000円</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>の 18,900円</u></p> <p><u>2 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定</u></p>		

改正案		現 行	
	<p><u>める金額</u></p> <p>(1) <u>当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> 134,000円</p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> 170,000円</p> <p>(2) <u>当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する</u></p>		

改正案		現 行	
	<p><u>場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> 54,900円</p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> 72,200円</p> <p><u>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> 11,000円</p> <p><u>イ 床面積の合計が300平</u></p>		

改正案		現 行	
	方メートルを超えるもの 18,900円		
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	<p>軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。イにおいて同じ。）の床面積の合計について、前項の2（1）</p>		

改正案

現 行

アからイまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

2 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項の2(2)アからイまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

3 1及び2に掲げる場合以外の場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項の2(3)アからイまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

改正案		現 行	
建築物エネルギー消費性能向上 計画認定申請手数料	<p>1 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの <u>40,400円</u> (評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>7,000円</u>)</p>	建築物エネルギー消費性能向上 計画認定申請手数料	<p>1 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの <u>38,200円</u> (<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査</u> (以下この項及び次項において「<u>調査機関審査</u>」という。)) 又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条</p>

改正案		現 行	
	<p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>44,900円</u> (評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>7,000円</u>)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの <u>79,700円</u> (評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>12,200円</u>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの <u>131,000円</u> (評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>24,200円</u>)</p>		<p>第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項及び次項において「<u>評価機関審査</u>」という。）を受けた場合にあっては、<u>6,100円</u>)</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>42,600円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>6,100円</u>)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの <u>76,400円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>11,400円</u>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの <u>126,700円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>11,400円</u>)</p>

改正案

現 行

2 共同住宅の用途に供する
 一の建築物を単位として認
 定を申請する場合 次に掲
 げる当該申請に係る建築物
 の区分に応じ、それぞれ次
 に定める金額
(1) 基準省令第12条第2
 項第1号に掲げる住宅1
 (2)から(3)までに掲げ
 る当該申請に係る1棟の
 建築物の共同住宅の戸数
 の区分に応じ、それぞれ
 1(2)から(3)までに定
 める金額に、次に掲げる
 当該申請に係る1棟の建
 築物の共同住宅の住戸以
 外の床面積の合計の区分
 に応じ、それぞれ次に定
 める金額を加えた金額
ア 床面積の合計が300平
 方メートル以内のもの

ては、23,100円)
 2 共同住宅の用途に供する
 一の建築物を単位として認
 定を申請する場合 1(2)
 から(3)までに掲げる当該
 申請に係る1棟の建築物の
 共同住宅の戸数の区分に応
 じ、それぞれ1(2)から
 (3)までに定める金額に、
 次に掲げる当該申請に係る
 1棟の建築物の共同住宅の
 住戸以外の床面積の合計の
 区分に応じ、それぞれ次に
 定める金額を加えた金額

(1) 床面積の合計が300平
 方メートル以内のもの

改正案		現 行	
	<p><u>79,700円</u>（評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>12,200円</u>）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>131,000円</u>（評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>24,200円</u>）</p> <p><u>(2) 基準省令第12条第2項第2号に掲げる住宅1（(1)を除く。）の規定の例により算定した金額</u></p> <p>3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能</p>		<p><u>76,400円</u>（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>11,400円</u>）</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>126,700円</u>（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>23,100円</u>）</p> <p>3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能</p>

改正案

現 行

が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 259,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 324,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円)

(2) 当該申請に係る建築

が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第8条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 249,300円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、11,400円)

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 402,500円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、30,400円)

(2) 当該申請に係る建築

改正案		現 行	
	<p>物のエネルギー消費性能が<u>基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)</u>に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>100,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあつては、<u>12,200円</u>)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>126,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあつては、<u>20,100円</u>)</p>		<p>物のエネルギー消費性能が<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)</u>に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>96,100円</u> (調査機関審査を受けた場合にあつては、<u>11,400円</u>)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>160,300円</u> (調査機関審査を受けた場合にあつては、<u>30,400円</u>)</p>
(摘要)		(摘要)	

改正案	現 行
<p>ア 同一の建築物に係るこの項の1及び2の認定を同時に申請する場合は、当該1の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>エ 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の1の認定を同時に申請するときは、当該1の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>オ <u>当該建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合</u>にあつては、同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについてこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。</p> <p>カ <u>法第35条第2項の規定による申出をする場合</u>にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定によ</p>	<p>ア 同一の建築物に係るこの項の<u>徴収金額の欄</u>の1及び2の認定を同時に申請する場合は、当該1の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の<u>徴収金額の欄</u>の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の<u>徴収金額の欄</u>の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>エ 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の<u>徴収金額の欄</u>の1の認定を同時に申請するときは、当該1の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>オ <u>法第30条第2項の規定による申出をする場合</u>にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定によ</p>

改正案		現 行	
り算定した金額を加算した金額とする。		り算定した金額を加算した金額とする。	
<p>建築物エネルギー消費性能向上 計画変更認定申請手数料</p>	<p>1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき 1,000円</p> <p>2 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの <u>23,800円</u> (評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>7,000円</u>)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上 計画変更認定申請手数料</p>	<p>1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき 1,000円</p> <p>2 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの <u>22,100円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>6,100円</u>)</p>

改正案		現 行	
	<p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>26,000円</u> (評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>7,000円</u>)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの <u>46,000円</u> (評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>12,200円</u>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの <u>78,100円</u> (評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>24,200円</u>)</p> <p>3 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 <u>次に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p>		<p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>24,300円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>6,100円</u>)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの <u>43,900円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>11,400円</u>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの <u>74,900円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>23,100円</u>)</p> <p>3 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 2(2)から(3)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分</p>

改正案	現 行
<p>(1) <u>基準省令第12条第2項第1号に掲げる住宅</u> 2(2)から(3)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ2(2)から(3)までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>46,000円</u> (評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>12,200円</u>)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>78,100円</u> (評価機</p>	<p>に応じ、それぞれ2(2)から(3)までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>43,900円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>11,400円</u>)</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>74,900円</u> (調査機関審査</p>

改正案

現 行

関審査を受けた場合に
あつては、24,200円)

(2) 基準省令第12条第2
項第2号に掲げる住宅
イ ((ア)を除く。) の規
定の例により算定した金
額

4 住宅以外の用途に供する
一の建築物を単位として変
更認定を申請する場合 次
に掲げる場合の区分に応
じ、それぞれ次に定める金
額

(1) 当該申請に係る建築
物のエネルギー消費性能
が基準省令第10条第1号
イ(1)及びロ(1)に適合
している旨の変更認定を
申請する場合 次に掲げ
る当該申請に係る1棟の
建築物の床面積の合計の

又は評価機関審査を受け
た場合にあっては、
23,100円)

4 住宅以外の用途に供する
一の建築物を単位として変
更認定を申請する場合 次
に掲げる場合の区分に応
じ、それぞれ次に定める金
額

(1) 当該申請に係る建築
物のエネルギー消費性能
が建築物エネルギー消費
性能基準等を定める省令
第8条第1号イ(1)及び
ロ(1)に適合している旨
の変更認定を申請する場
合 次に掲げる当該申請

改正案		現行	
	<p>区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>135,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあつては、<u>12,200円</u>)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>172,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあつては、<u>20,100円</u>)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が<u>基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)</u>に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の</p>		<p>に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>130,400円</u> (調査機関審査を受けた場合にあつては、<u>11,400円</u>)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>216,500円</u> (調査機関審査を受けた場合にあつては、<u>30,400円</u>)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)</u>に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請</p>

改正案

現 行

区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 56,200円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 73,600円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円)

5 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項 (摘要欄オ及びカを除く。) の規定の例により算定した金額

に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 53,800円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、11,400円)

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 95,400円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、30,400円)

改正案	現 行
<p>(摘要)</p> <p>ア 同一の建築物に係るこの項の2及び3の変更認定を同時に申請する場合は、当該2の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の2及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の3及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>エ 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の2の変更認定を同時に申請するときは、当該2の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>オ <u>当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該計画の変更に係る建築物1棟ごとにこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。</u></p> <p>カ <u>法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金</u></p>	<p>(摘要)</p> <p>ア 同一の建築物に係るこの項の<u>徴収金額の欄</u>の2及び3の変更認定を同時に申請する場合は、当該2の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の<u>徴収金額の欄</u>の2及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の<u>徴収金額の欄</u>の3及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>エ 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の<u>徴収金額の欄</u>の2の変更認定を同時に申請するときは、当該2の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>オ <u>法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金</u></p>

改正案		現 行	
額とする。		額とする。	
<p>建築物エネルギー消費性能基準 適合認定申請手数料</p>	<p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>（1）当該申請に係る建築物について<u>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)</u>に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p style="text-align: right;">ア 床面積の合計が200平</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準 適合認定申請手数料</p>	<p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>（1）当該申請に係る建築物について<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)</u>に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p style="text-align: right;">ア 床面積の合計が200平</p>

改正案		現 行	
	<p>方メートル以内のもの <u>39,000円</u>（評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>5,600円</u>）</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>43,600円</u>（評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>5,600円</u>）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p>		<p>方メートル以内のもの <u>38,200円</u>（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>6,100円</u>）</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>42,600円</u>（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>6,100円</u>）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p>

改正案		現 行	
	<p>20,300円（評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>5,600円</u>）</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるものの <u>21,800円</u>（評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>5,600円</u>）</p> <p><u>(3) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの <u>20,100円</u>（評価機関審査</p>		<p>20,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>6,100円</u>）</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるものの <u>21,400円</u>（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>6,100円</u>）</p>

改正案		現 行	
	<p><u>査を受けた場合にあっては、5,600円)</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 21,600円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円)</u></p> <p>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積 <u>(基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅にあっては、当該住宅の共用</u></p>		<p>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

改正案		現 行	
	<p>部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>78,300円</u> (評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>10,900円</u>)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>130,000円</u> (評価機関審査を受けた場合にあっては、<u>22,900円</u>)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積</p>		<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>76,400円</u> (<u>調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、11,400円</u>)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>126,700円</u> (<u>調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、23,100円</u>)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積</p>

改正案		現 行	
	<p><u>(基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅にあっては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。)</u> の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>37,800円</u> (評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>10,900円</u>)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>65,200円</u> (評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>22,900円</u>)</p> <p><u>(3) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合して</u></p>		<p>の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>37,000円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>11,400円</u>)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>63,300円</u> (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、<u>23,100円</u>)</p>

改正案

現 行

いる旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 37,500円（評価機関審査を受けた場合にあっては、10,900円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 64,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,900円）

3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、そ

3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、そ

改正案		現 行	
	<p>それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>257,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあつては、<u>10,900円</u>)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>322,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあつては、<u>18,700円</u>)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1</p>		<p>それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>249,300円</u> (調査機関審査を受けた場合にあつては、<u>11,400円</u>)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>402,500円</u> (調査機関審査を受けた場合にあつては、<u>30,400円</u>)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1</p>

改正案		現 行	
	<p>条第1項第1号口に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>98,800円</u> (判定機関審査を受けた場合にあつては、<u>10,900円</u>)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>125,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあつては、<u>18,700円</u>)</p>		<p>条第1項第1号口に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>96,100円</u> (調査機関審査を受けた場合にあつては、<u>11,400円</u>)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>160,300円</u> (調査機関審査を受けた場合にあつては、<u>30,400円</u>)</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の1及び3に</p>		<p>(摘要)</p> <p>ア 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の<u>徴収金額</u>の</p>	

改正案	現 行
<p>規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p><u>欄</u>の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の<u>徴収金額の欄</u>の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p>

低炭素建築物認定に係る手数料及び建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴う手数料の改定（案）について

(1) 改定の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律により、特定建築物の非住宅部分の規模の見直し、住宅や共同住宅については現行の詳細な評価方法に加えて、簡易な評価方法を新たに追加することに伴い、認定に係る手数料の改定を行おうとするものです。

低炭素建築物の認定では、建築物のエネルギー消費性能向上認定と同じく規模の見直しや、評価方法が行われることから、併せて、認定に係る手数料を改定しようとするものです。

(2) 手数料について

手数料の金額については、国土交通省試算による認定審査に係る想定所要時間に、審査に関する人件費及び事務費等を勘案して設定しており、管内の限定特定行政庁である音更町、幕別町においても北海道に合わせた手数料を予定しているため、芽室町においても北海道と同額とし、管内の限定特定行政庁で統一します。

■低炭素建築物認定に係る手数料

区分	現在	改定案
低炭素認定 適合書無し 住宅戸数1戸	43,700円	44,000円
低炭素認定 適合書有り 住宅戸数1戸	9,000円	9,100円
低炭素認定 適合書無し 住宅戸数2戸以上5戸以内	84,800円	85,200円
低炭素認定 適合書有り 住宅戸数2戸以上5戸以内	14,500円	14,700円
低炭素認定 適合書有り 住宅戸数6戸以上	22,400円	22,600円
低炭素認定(標準入力法) 適合書有り 共同住宅	14,500円	14,700円
低炭素認定(標準入力法) 適合書有り 住宅以外の用途300㎡以内	14,500円	14,700円
低炭素認定(標準入力法) 適合書無し 住宅以外の用途300㎡を超える	457,000円	357,000円

低炭素認定 (標準入力法) 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² 超える	35,000 円	23,000 円
低炭素認定 (モデル建物法) 適合書無し 住宅以外の用途 300 m ² 以内	— 円	118,000 円
低炭素認定 (モデル建物法) 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² 以内	— 円	14,700 円
低炭素認定 (モデル建物法) 適合書無し 住宅以外の用途 300 m ² 超える	— 円	147,000 円
低炭素認定 (モデル建物法) 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² 超える	— 円	23,000 円
低炭素変更認定 適合書無し 住宅戸数 1 戸	26,300 円	26,600 円
低炭素変更認定 適合書有り 住宅戸数 1 戸	9,000 円	9,100 円
低炭素変更認定 適合書無し 住宅戸数 2 戸以上 5 戸以内	49,700 円	49,900 円
低炭素変更認定 適合書有り 住宅戸数 2 戸以上 5 戸以内	14,500 円	14,700 円
低炭素変更認定 適合書無し 住宅戸数 6 戸以上	70,200 円	70,500 円
低炭素変更認定 適合書有り 住宅戸数 6 戸以上	22,400 円	22,600 円
低炭素変更認定 (標準入力法) 適合書無し 共同住宅	70,400 円	70,500 円
低炭素変更認定 (標準入力法) 適合書有り 共同住宅	14,500 円	14,700 円
低炭素変更認定 (標準入力法) 適合書無し 住宅以外の用途 300 m ² 以内	151,000 円	152,000 円
低炭素変更認定 (標準入力法) 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² 以内	14,500 円	14,700 円
低炭素変更認定 (標準入力法) 適合書無し 住宅以外の用途 300 m ² 超える	245,000 円	190,000 円
低炭素変更認定 (標準入力法) 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² 超える	35,000 円	23,000 円
低炭素変更認定 (モデル建物法) 適合書無し 住宅以外の用途 300 m ² 以内	— 円	66,900 円
低炭素変更認定 (モデル建物法) 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² 以内	— 円	14,700 円
低炭素変更認定 (モデル建物法) 適合書無し 住宅以外の用途 300 m ² 超える	— 円	85,600 円
低炭素変更認定 (モデル建物法) 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² 超える	— 円	23,000 円

■建築物エネルギー消費性能向上認定手数料

区分	現在	改定案
適合性判定（標準入力法） 300 m ² 以内	— 円	257,000 円
適合性判定（標準入力法） 300 m ² 超える	— 円	322,000 円
適合性判定（モデル建物法） 300 m ² 以内	— 円	98,800 円
適合性判定（モデル建物法） 300 m ² 超える	— 円	125,000 円
適合性判定（限定用途） 300 m ² 以内	— 円	11,000 円
適合性判定（限定用途） 300 m ² 超える	— 円	18,900 円
適合性判定変更（標準入力法） 300 m ² 以内	— 円	134,000 円
適合性判定変更（標準入力法） 300 m ² 超える	— 円	170,000 円
適合性判定変更（モデル建物法） 300 m ² 以内	— 円	54,900 円
適合性判定変更（モデル建物法） 300 m ² 超える	— 円	72,200 円
適合性判定変更（限定用途） 300 m ² 以内	— 円	11,000 円
適合性判定変更（限定用途） 300 m ² 超える	— 円	18,900 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書無し 住宅戸数1戸 200 m ² 以内	38,200 円	40,400 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書有り 住宅戸数1戸 200 m ² 以内	6,100 円	7,000 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書無し 住宅戸数1戸 200 m ² 超える	42,600 円	44,900 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書有り 住宅戸数1戸 200 m ² 超える	6,100 円	7,000 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書無し 住宅戸数2戸以上4戸以内	76,400 円	79,700 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書有り 住宅戸数2戸以上4戸以内	11,400 円	12,200 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書無し 住宅戸数5戸以上	126,700 円	131,000 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書有り 住宅戸数5戸以上	23,100 円	24,200 円

性能向上計画認定（標準入力法） 適合書無し 共同住宅の住戸以外 300 m ² 以内	76,400 円	79,700 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書有り 共同住宅の住戸以外 300 m ² 以内	11,400 円	12,200 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書無し 共同住宅の住戸以外 300 m ² を超える	126,700 円	131,000 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書有り 共同住宅の住戸以外 300 m ² を超える	23,100 円	24,200 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書無し 住宅以外の用途 300 m ² 以内	249,300 円	259,000 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² 以内	11,400 円	12,200 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書無し 住宅以外の用途 300 m ² を超える	402,500 円	324,000 円
性能向上計画認定（標準入力法） 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² を超える	30,400 円	20,100 円
性能向上計画認定（モデル建物法） 適合書無し 住宅以外の用途 300 m ² 以内	96,100 円	100,000 円
性能向上計画認定（モデル建物法） 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² 以内	11,400 円	12,200 円
性能向上計画認定（モデル建物法） 適合書無し 住宅以外の用途 300 m ² を超える	160,300 円	126,000 円
性能向上計画認定（モデル建物法） 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² を超える	30,400 円	20,100 円
性能向上計画変更認定（標準入力法） 適合書無し 住宅戸数 1 戸 200 m ² 以内	22,100 円	23,800 円
性能向上計画変更認定（標準入力法） 適合書有り 住宅戸数 1 戸 200 m ² 以内	6,100 円	7,000 円
性能向上計画変更認定（標準入力法） 適合書無し 住宅戸数 1 戸 200 m ² を超える	24,300 円	26,000 円
性能向上計画変更認定（標準入力法） 適合書有り 住宅戸数 1 戸 200 m ² を超える	6,100 円	7,000 円
性能向上計画変更認定（標準入力法） 適合書無し 住宅戸数 2 戸以上 4 戸以内	43,900 円	46,000 円
性能向上計画変更認定（標準入力法） 適合書有り 住宅戸数 2 戸以上 4 戸以内	11,400 円	12,200 円
性能向上計画変更認定（標準入力法） 適合書無し 住宅戸数 5 戸以上	74,900 円	78,100 円
性能向上計画変更認定（標準入力法） 適合書有り 住宅戸数 5 戸以上	23,100 円	24,200 円
性能向上計画変更認定（標準入力法） 適合書無し 共同住宅の住戸以外 300 m ² 以内	43,900 円	46,000 円

性能向上計画変更認定 (標準入力法) 適合書有り 共同住宅の住戸以外 300 m ² 以内	11,400 円	12,200 円
性能向上計画変更認定 (標準入力法) 適合書無し 共同住宅の住戸以外 300 m ² 超える	74,900 円	78,100 円
性能向上計画変更認定 (標準入力法) 適合書有り 共同住宅の住戸以外 300 m ² 超える	23,100 円	24,200 円
性能向上計画変更認定 (標準入力法) 適合書無し 住宅以外の用途 300 m ² 以内	130,400 円	135,000 円
性能向上計画変更認定 (標準入力法) 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² 以内	11,400 円	12,200 円
性能向上計画変更認定 (標準入力法) 適合書無し 住宅以外の用途 300 m ² 超える	216,500 円	172,000 円
性能向上計画変更認定 (標準入力法) 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² 超える	30,400 円	20,100 円
性能向上計画変更認定 (モデル建物法) 適合書無し 住宅以外の用途 300 m ² 以内	53,800 円	56,200 円
性能向上計画変更認定 (モデル建物法) 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² 以内	11,400 円	12,200 円
性能向上計画変更認定 (モデル建物法) 適合書無し 住宅以外の用途 300 m ² 超える	95,400 円	73,600 円
性能向上計画変更認定 (モデル建物法) 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² 超える	30,400 円	20,100 円
基準適合認定 (標準入力法性能基準) 適合書無し 住宅戸数 1 戸 200 m ² 以内	38,200 円	39,000 円
基準適合認定 (標準入力法性能基準) 適合書有り 住宅戸数 1 戸 200 m ² 以内	6,100 円	5,600 円
基準適合認定 (標準入力法性能基準) 適合書無し 住宅戸数 1 戸 200 m ² 超える	42,600 円	43,600 円
基準適合認定 (標準入力法性能基準) 適合書有り 住宅戸数 1 戸 200 m ² 超える	6,100 円	5,600 円
基準適合認定 (モデル住宅法) 適合書無し 住宅戸数 1 戸 200 m ² 以内	20,000 円	20,300 円
基準適合認定 (モデル住宅法) 適合書有り 住宅戸数 1 戸 200 m ² 以内	6,100 円	5,600 円
基準適合認定 (モデル住宅法) 適合書無し 住宅戸数 1 戸 200 m ² 超える	21,400 円	21,800 円
基準適合認定 (モデル住宅法) 適合書有り 住宅戸数 1 戸 200 m ² 超える	6,100 円	5,600 円
基準適合認定 (標準入力法仕様基準) 適合書無し 住宅戸数 1 戸 200 m ² 以内	— 円	20,100 円
基準適合認定 (標準入力法仕様基準) 適合書有り 住宅戸数 1 戸 200 m ² 以内	— 円	5,600 円

基準適合認定 (標準入力法仕様基準) 適合書無し 住宅戸数1戸 200㎡を超える	— 円	21,600 円
基準適合認定 (標準入力法仕様基準) 適合書有り 住宅戸数1戸 200㎡を超える	— 円	5,600 円
基準適合認定 (標準入力法性能基準) 適合書無し 共同住宅 300㎡以内	76,400 円	78,300 円
基準適合認定 (標準入力法性能基準) 適合書有り 共同住宅 300㎡以内	11,400 円	10,900 円
基準適合認定 (標準入力法性能基準) 適合書無し 共同住宅の住戸以外 300㎡を超える	126,700 円	130,000 円
基準適合認定 (標準入力法性能基準) 適合書有り 共同住宅の住戸以外 300㎡を超える	23,100 円	22,900 円
基準適合認定 (フロア入力法) 適合書無し 共同住宅 300㎡以内	37,000 円	37,800 円
基準適合認定 (フロア入力法) 適合書有り 共同住宅 300㎡以内	11,400 円	10,900 円
基準適合認定 (フロア入力法) 適合書無し 共同住宅の住戸以外 300㎡を超える	63,300 円	65,200 円
基準適合認定 (フロア入力法) 適合書有り 共同住宅の住戸以外 300㎡を超える	23,100 円	22,900 円
基準適合認定 (標準入力法仕様基準) 適合書無し 共同住宅 300㎡以内	— 円	37,500 円
基準適合認定 (標準入力法仕様基準) 適合書有り 共同住宅 300㎡以内	— 円	10,900 円
基準適合認定 (標準入力法仕様基準) 適合書無し 共同住宅の住戸以外 300㎡を超える	— 円	64,600 円
基準適合認定 (標準入力法仕様基準) 適合書有り 共同住宅の住戸以外 300㎡を超える	— 円	22,900 円
基準適合認定 (標準入力法) 適合書無し 住宅以外の用途 300㎡以内	249,300 円	257,000 円
基準適合認定 (標準入力法) 適合書有り 住宅以外の用途 300㎡以内	11,400 円	10,900 円
基準適合認定 (標準入力法) 適合書無し 住宅以外の用途 300㎡を超える	402,500 円	322,000 円
基準適合認定 (標準入力法) 適合書有り 住宅以外の用途 300㎡を超える	30,400 円	18,700 円
基準適合認定 (モデル入力法) 適合書無し 住宅以外の用途 300㎡以内	96,100 円	98,800 円
基準適合認定 (モデル入力法) 適合書有り 住宅以外の用途 300㎡以内	11,400 円	10,900 円
基準適合認定 (モデル入力法) 適合書無し 住宅以外の用途 300㎡を超える	160,300 円	125,000 円

基準適合認定（モデル入力法） 適合書有り 住宅以外の用途 300 m ² 超える	30,400 円	18,700 円
--	----------	----------